

行政視察報告書

令和6年11月8日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市議会議員 中 川 勇

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 令和6年度 議会活性化検討委員会・議会運営委員会合同行政視察研修
2. 視察期間 令和6年10月30日（水）
3. 視察場所及び目的
 - ①岐阜県可児市議会
「議会改革・議会活性化について」

4. 調査内容感想等

・視察の目的

長浜市議会では、平成25年9月に議会の基本理念・運営原則及び議員の活動原則を定めると共に、市民と議会及び議会と市長等との関係を明らかにすることによって議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福利向上に寄与することを目的に市議会基本条例を制定し、その後、平成29年に一度、当該条例の検証を行っています。また、その後5年が経過したことから再度、検証と見直しを行い、令和5年の地方自治法改正に合わせて、災害発生時における議会对応のほか、情報通信機器等を活用したオンラインによる会議など必要な対策の整備、また多様な立場や観点から一般質問ができる、常任委員会での代表質問等の導入に向け、検証と併せて基本条例の一部改正も行いました。

更に8月26日開催の議会活性化検討委員会での協議結果に基づき、早期に取り組む項目のうち、「常任委員会の委員会代表質問」「委員会等のオンライン会議の運用マニュアル作成」等についての検討を行うに当たり、先進地である可児市の調査研究を今回、議会活性化検討委員会と議会運営委員会とで合同行政視察研修を実施したものです。

・視察の内容

可児市は、岐阜県の中南部に位置し、県庁所在地の岐阜市及び、中部圏の中核都市である名古屋市からともに30kmという立地条件から、昭和40～50年代の人口急増・高度成長時代に丘陵地の住宅団地開発によって急速に人口が増加した都市で、面積は87.57km²で、人口は4月1日現在で99,826人であり、近年では横ばい状態のようです。財政力指数は0.806と本市より余裕があるが、公債費比率は1.2となっています。

本市議会から事前に可児市議会へ質問項目として提示したものは次のとおりです。

(1) 「常任委員会の委員会代表質問について」

調査事項

1 委員会代表質問の導入経過(目的)について

- 回答** ○毎年春・秋の2回、議会報告会を実施している中で、頂いた意見を委員会で調査研究を重ね、議員個人ではなく委員会として質問するに当たり、委員会代表質問の制度化を図ったもの
- 予算決算審査サイクルの中で、重点事業説明シートを活用しているが、執行部への提言をまとめるに当たり、委員会所管事務調査の際に委員会代表質問を活用している

※ 若い世代との交流や予算決算審査サイクルの確立、委員会代表質問など率先して議会改革を行っているもの

2 質問の対象となる事務事業(事案等のルール化など)について

③ 質問をするための条件(当該委員会での全会一致、委員外議員との情報共有の必要性など)について

4 質問の実施する時期の位置付け(定例会の指定、個人一般質問との区分、委員会間の順位など)について

5 質問通告・時間・方法(通告書の提出者、質問回数、質問場所など)について

⑥ その他(代表質問者の個人一般質問の可否、会派代表質問との調整、執行機関側との事前調整、質問実施後の対応など)

- 回答** ○上記②～⑥に対する回答としては、別途、議会基本条例運用基準の中で次のとおり定めがあります。

議会基本条例運用基準(抜粋)

13 委員会(代表質問)

条例第 11 条第 2 項に規定する常任委員会を代表する議員の質問（以下「代表質問」という。）については、次のとおりとする。

(1)代表質問は、委員会の所管事務について議長の許可を得て質問することができる。

(2)代表質問は、委員会の全会一致により行うことができる。

(3)代表質問を行う場合は、次のことに留意すること。

- ① 委員会の調査研究を充分に行うこと。
- ② 市長等への提案事項、重大な事案・事件の発生事項、または、過去の一般質問において、明確な答弁（検討事項を含む）が得られなかった事項で今後の提案につなげることができるものとする。
- ③ 常任委員会の代表は、委員会の委員の中から一人を決定すること。
- ④ 質問内容は、委員会の承認を得ること。
- ⑤ 委員会の承認を得た内容は、箇条書きにして文書で通告書と一緒に議長に提出しなければならない。
- ⑥ 通告書は、要旨（100 文字）及び詳細を明記しなければならない。

(4) 通告書は、議員に配布する。

(5) 代表質問は一般質問の前に行う。

(6) 代表質問した者は、一般質問をすることができる。ただし、同じ内容で行うことはできない。

(2) 「委員会等のオンライン会議の運用マニュアル作成について」

調査事項

① 委員会等オンライン会議への取組みの経緯について(資料による回答を含む)

回答 ○with コロナ時代における議会報告会のあり方の中で、令和2年11月開催の議会報告会で、一部議員はオンライン会議室システムを活用して参加した。

○令和4年5月開催では、完全オンラインの議会報告会を行った。Zoomのブレイクアウトルーム機能を使い、興味のあるテーマを市民の方が選んで参加するかたちで開催。一部の議員も自宅からオンラインで参加。

○ハイブリッドの議会報告会の開催では、参加者の希望に応じて対面とオンライン参加を併用し開催。

対面とオンラインの併用は、参加機会が広がるメリットがある一方で、オンライン参加者からも「完全オンラインでなく、対面も可ならば、やはり直接話をするほうが良い」との声もあり、併用はオンライン参加者の人数などの状況も考慮し、行う必要がある。

② 標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正への対応について (標準規則等と異なる対応があれば、ご教授願います)

回答 ○標準市議会会議規則に基づき、規則・条例の改正を実施している
○独自のものは、規定していない

③ 委員会等のオンライン会議の運用マニュアル作成について

回答 ○可児市議会委員会条例の条文の中で、「開催の特例(第14条の2)」「委員長及び委員の除斥(第17条)」「秘密会(第19条)」「秩序保持に関する措置(第21条)」「口述人の発言(第25条)」等が定められている。規定内容は標準市議会委員会条例に準じているとのこと。

④ オンライン会議に向けた機器整備について

その他として「議会改革・議会活性化について」参加した各議員からの質問もあり。

○議会報告会の内容や市民との意見交換会について(高校生との意見交換会の場合の県教委との協議)

○説明者の一部に1期議員がおられたことから議員の資質の向上や自由討論のテーマ等について

○議会改革の推進と投票率との関係について

○決算審査からの提言や、事務局体制について

○決算審査と関連する提言時期とのタイムラグについて など

・行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

可児市議会の議会改革への取り組みについては、平成 17 年 6 月からの取り組みを時系列での資料を見せてもらい、多種多様で見習うべき事項も多くありました。長浜市では通年議会や会派代表質問の導入などありますが、議会が置かれている状況や過去からの取り組み等で異なる部分も感じました。

今回の行政視察は、本市の議会基本条例の改正に伴う「常任委員会の委員会代表質問について」「委員会等のオンライン会議の運用マニュアル作成について」を中心にその内容調査を行ったもので、視察先での回答やいただいた資料により、所期の目的は一定達せられたものと思います。今後は本市議会での具体的な対応について、活性化検討委員会内で協議していきたいと思います。

また、その他の「議会改革・議会活性化」についても、現行制度の見直しも含め、更に検討を重ねたいと考えています。